

奈良県告示第三百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一六八号
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
吉野郡十津川村長殿二四 四番先から 吉野郡十津川村長殿一七 六番一地先まで	六・〇	一七七・五	

四 供用開始年月日

平成二十三年九月三十日